

遊づるデイサービスセンター（指定通所介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 堺暁福祉会（以下「本会」という）が実施する指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者（以下「通所介護従業者」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 本事業の通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 遊づるデイサービスセンター
- (2) 所在地 大阪府松原市岡1丁目184番地の1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、兼務）
事業所と従業員及管理及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
- (2) 生活相談員 2名以上（常勤2名、うち1名介護職員兼務）
利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 3名以上（常勤2名うち2名生活相談員兼務、非常勤1名）
利用者の日常生活の支援をし、特に入浴送迎等の支援を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（非常勤、ホーム看護師兼務、機能訓練指導員兼務）
利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上（柔道整復師、非常勤、看護職員兼務）
要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）とする。ただし、1月1日から1月3日を除くものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 通常サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分

(定員)

第6条 サービスを提供する定員は、1日25名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談、援助等
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）
- (4) 介護方法の指導（家族介護者教室）
- (5) 健康状態のチェック
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス

(指定通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

(2) 食事の提供に要する費用については、550円を徴収する。

(3) おむつ代（実費）

(4) 利用者の選定に基づくコーヒー（50円）の嗜好品にかかる費用

(5) 前号に掲げるものの他、通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し文書により説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松原市、堺市全域の区域とする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第10条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(居宅サービス等の変更の援助)

第11条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第12条 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(通所介護計画の作成)

第13条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。

- 2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に

必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第16条 通所介護従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 通所介護従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

第17条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

第18条 指定通所介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第19条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 利用者に関する保険者への通知に関する記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(緊急時等における対応方法)

第20条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生

じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第22条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携など)

第23条 指定通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に勤める

(通所介護の質の向上)

第24条 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

(身体拘束など)

第25条

サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束に関する説明書・経過観察記録に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに得なかった理由を記録する。

(2) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待防止に関する事項)

第26条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に

養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第28条 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めるものとする。

(附則)

この規程は平成18年4月1日より施行する。

この規程は平成19年10月1日より施行する。

この規程は平成22年9月1日より施行する。

この規程は平成25年10月1日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規定は平成28年4月1日より施行する。

この規定は平成30年11月1日より施行する。

この規定は令和8年4月1日より施行する。